

【事例1】停止（成績）とならず廃止となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」でなければ、連続警告は廃止となる。（改正前と同様）

	1年次	2年次	3年次	4年次
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	廃止 (支援なし)	(支援なし)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	<u>GPA事由+修 得単位事由</u> の 「警告」相当	—	—

【事例2】停止（成績）となり、復活するケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」のため停止となり、次の適格認定で継続相当のため復活となる。

	1年次	2年次	3年次	4年次
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)	復活 (支援あり)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	<u>GPA事由のみ</u> の「警告」相当	「継続」相当	(省略)

【事例3】停止（成績）となるが、復活できず廃止となるケース

：2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」のため停止となるが、次の適格認定で警告相当のため廃止となる。

	1年次	2年次	3年次	4年次
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)	廃止 (支援なし)
学業成績 (適格認定)	何らかの 「警告」相当	<u>GPA事由のみ</u> の「警告」相当	何らかの 「警告」相当	—

【事例4】停止（成績）となるが、復活する前に卒業するケース

：停止（成績）となった次の適格認定で継続相当であっても、卒業により支給期間は終了。

	1年次	2年次	3年次	4年次
給付奨学金・授業料減免	支援あり	支援あり	支援あり	停止（成績） (支援なし)
学業成績 (適格認定)	「継続」相当	何らかの 「警告」相当	<u>GPA事由のみ</u> の「警告」相当	「継続」相当

【第一種奨学金について】

事例2～事例4において、給付奨学金と併せて貸与を受けている場合、停止（成績）中は給付奨学金・授業料減免とも支援がなくなるため、第一種奨学金は満額支給となります。

【授業料減免について】

停止の解除により「(支援あり)」となった場合も、授業料減免を受けるためには、前期・後期ごとに授業料減免申請書（A様式2）の提出が必要です。